

# 上田市立城下小学校 いじめ防止基本方針

## 1 いじめ防止の基本方針

「いじめは、どの学校でも、どの学級でも、どの子どもにも起こりうる」という基本認識に立ち、本校の児童が、楽しく豊かな学校生活を送ることができる、いじめのない学校を作るために「上田市立城下小学校いじめ防止基本方針」を策定した。

- (1)「いじめを絶対に許さない」学校、学級をつくる。
- (2)子どもたち、教職員の人権感覚を高める。
- (3)子どもたちどうし、子どもたちと教職員、教職員どうしの温かな人間関係を築く。
- (4)いじめを早期に発見し、適切な指導を行い、いじめ問題を早期に解決する。
- (5)いじめ問題について保護者・地域、関係機関との連携を深める。

## 2 いじめ防止等の対策の為の組織

校務分掌に「いじめ対策委員会」・「教育相談委員会」（不登校・不適応対応委員会）を設置し、場合に応じて委員会を設ける。必要に応じ、心理や福祉の専門家、医師など外部の専門家等の参加を求めていく。

- (1)必要に応じて委員会に学校評議員の出席をもとめアドバイスをいただく。その際、学校の実情に即して、「いじめ防止基本方針」が機能しているか評価していただく。
- (2)人権・同和教育係、特別支援教育委員会、生徒指導委員会、との連絡・連携を密にする。
- (3)他の委員会同様、委員会がきちんと機能しているか点検・見直しを行う。

## 3 具体的ないじめ防止の方策

### (1)いじめ防止の為の日常的な取り組み

- ①児童理解を具体的に進め、その上にたって、児童自らが自己を表現しつつ関わり合って問題解決を行う授業の実現をめざす中で、自分に自信を持ち、お互いに高め合う人間関係作りを行う。
- ②「いじめは決して許されないこと」という認識を子どもたちが持つようにあらゆる機会の中で指導する。
- ③「見てみないふり」は「いじめ」をしていることにつながることや、「いじめ」を見たら、先生方や友だち、お家の方々に知らせたり（知らせることは悪いことではない）、やめさせたりすることの大切さを指導する。
- ④わかる・楽しい授業、関わり合って学ぶ授業を行い、学習に対する達成感・成就感を育てるとともに、子どもたち一人ひとりが認められ、お互いを大切にし合い、学級の一員としての自覚をもてるような学級づくりを行う。
- ⑤人の立場や気持ちを考え、支え合い、助け合う心（みんなかけがえのない存在であることを理解する心）を道徳の時間や学級指導の時間、なかよし週間、なかよし月間などの指導を通して育む。11月のなかよし月間には、人権同和教育の授業を保護者地域の方々に公開し、家庭でも話題にさせていただく。
- ⑥情報教育（総合的な学習の時間）では、はじめに“情報モラル”を守ることを時間をかけてあつかう。また、外部講師による指導を受ける機会を持つ。
- ⑦各学年・学級では、小動物や植物・作物を育てる活動を大切に、校長講話や朝の会で、命の大切さや思いやりの心をもつ大切さにふれる話をする。
- ⑧職員は、子どもたちや保護者からの話を親身になって聞く。また、子どもたちの日記や保護者からの連絡帳をていねいに読む。
- ⑨児童会の運動委員会によるクラスマッチ、なかよし委員会による「なかよし」の活動（なかよし学級での遊び）、ボランティア委員会の老人施設との交流など、子どもたちが考え、計画した活動を大切にあつか

う。

⑩「いじめ問題」の解決には、学校・家庭・地域の連携を深めることが大切であることを、学級懇談会や学社融合連絡会などの会合、学校・学年だよりやホームページなどを通して伝える。

⑪年3回の「心のアンケート（いじめ調査を含む）」を実施し、児童の様子を把握する。

### (2) 早期発見・早期対応の為の方策

①職員会の最初に児童理解の時間を設け、各学年から気になる児童の様子や学年の課題を出し合い、全職員で情報を共有する。子どもたちに急な変化があったり、職員の気づきがあったりした場合は、職員朝会（必要な時は臨時で開催）で情報を共有し、全職員で注視する。

②少しでも、子どもたちの様子の変化を感じたら、教職員は、積極的に声がけをする。教職員間の連絡も速やかに行う。

③「心のアンケート」やQ-U検査の結果等を活用し、子どもたちの人間関係の把握や学校生活等の悩みなどを把握して、ともに解決していこうとする姿勢を示す。

### (3) 相談体制

①教育相談委員会と連携して、いじめに限らず、困ったことや悩んでいることがあれば、だれにでも相談できることや相談することの大切さを子どもたちに伝えていく。教育相談委員会主催「児童教育相談週間」（7月・11月・2月）で、いじめ事案があれば対応する。

②担任は、子どもたちの訴えやつぶやきを聞き逃さないようにする。また、子どもたちの日記や保護者からの連絡帳をていねいに読み、児童や保護者の悩みや苦しみを見逃さないようにする。

④全職員、「元気のない子ども・いつもと様子が違う子ども」「職員会で名前があがっている子ども」に積極的に声がけを行う。

⑤いじめに関する相談を受けた教職員は、速やかに校長・教頭に報告するとともに、委員会を通して全職員で情報を共有する。